

平成30年度認知症介護実践研修・実践者研修(第3回)の実習について

認知症介護実践研修・実践者研修において、研修生は下記のとおり事前講座の後に各自実習に取り組んでいただきます。

1 目的

認知症の人が望む生活の実現に向けて、適切なアセスメント及びケアの実践を通して、実践者としての役割の理解を深め、その技能を磨く。

2 実習日

- (1) 自施設実習 平成30年12月8日(土)～平成31年1月25日(金)の間、1週間を4回
- (2) 他施設実習 平成30年12月13日(木) 又は12月14日(金)、いずれか1日

3 実習内容 アセスメントとケアの実践

4 実習の流れと内容

流れ	内容
課題設定 ↓	事前に検討していた事例の中から1事例を選び、アセスメントシートなどを用いて、自施設実習における課題設定を行う。
自施設実習 (2週間) ↓	課題の達成に向けて、ケアを実践する。課題について他の職員にも理解してもらい、事業所全体で取り組む。
他施設実習 ↓	自施設以外の施設でケアを見学する。課題について自施設では気付かなかったアプローチの発見を狙う。
中間報告 (1月7日) ↓	長寿生きがいセンターにレポートを提出し、方向性などの確認を講師にしてもらう。
自施設実習 (2週間) ↓	他施設実習、中間報告を踏まえて、方向性の修正等を行ったうえで、課題の達成に向けてケアを実践する。記録等を長寿生きがいセンターに提出する。
総括講座	記録等を元に研修のグループ内で発表を行う。

5 注意事項

- (1) 実習の課題設定は、事前講座の最終日に行います。
- (2) 研修生は、実習の対象としたい認知症の利用者を2事例程度、受講前に準備しておいてください。その際、事例対象者の基本情報、実践しているケアの内容などを把握して研修に臨んでください。(記録等の資料の持参不要)
- (3) 実習には事業所全体の協力が必要です。管理者等から、事前に全職員に意識付けをお願いします。
- (4) 他施設実習では、研修生の事業所に受入れをお願いしています。受講の際には、他施設実習の受入れをお願い致します。(下記「受入れ施設の条件」参照)

〔受入れ施設の条件〕

- ① 次のうちいずれかのサービスを提供していること。
グループホーム、認知症デイサービス、デイサービス、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
- ② 受入可能日に認知症介護実践研修・実践リーダー研修の修了者がいること。
- ③ 受入可能日に認知症の利用者がいること

【申込・問合せ先】

社会福祉法人石川県社会福祉協議会
長寿生きがいセンター 担当：長尾
TEL076(258)3135 FAX076(258)3149